

北部にぎわい創出活動助成金

FAQ

Q1：助成対象事業「交流促進やにぎわい創出につながるイベント等」とは？

A：地区外または市外からの誘客促進につながる内容を含むイベントです。
(地元の食や伝統文化、自然など、地区の特性や地域資源を活用し、イベントを通じて地区の魅力を、より多くのひとに知ってもらえるような企画 など。)

Q2：地区で毎年定期的に行われるイベントは対象になりますか？

A：地区の夏まつり、ふるさとまつり、運動会、健康イベントなど、主に地区の住民が参加するイベント等は対象となりません。
なお、前述の地区イベント等に新たな視点や工夫を加え、地区外または市外からの誘客促進につながる内容に拡充して実施する場合は対象となります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q3：宇部市の北部地域外で実施するイベントは対象となりますか？

A：宇部市の北部6地区の区域内で実施するイベント等が対象となります。
ただし、北部6地区の区域外で実施するイベント等において、北部地域の交流促進やにぎわい創出につながる内容を含む場合は対象となります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q4：どのような経費が対象、対象外となりますか？

A：対象となる経費は、イベント等の開催に必要な経費のうち、委託料、消耗品、燃料費、印刷製本費などです。(要綱「別表1」のとおり)

Q5：レンタルで導入した機器・機材は対象となりますか？

A：対象となります。(「別表1」の「使用料及び賃借料」に該当)

Q6：パソコンやタブレット端末などの備品購入費は対象となりますか？

A：他の事業でも使用可能であり、汎用性が高いため、対象となりません。

Q7：物品の購入や印刷物の発注をインターネットで注文する予定ですが、対象となりますか？

A：インターネットからの購入も対象となります。

実績報告時にインターネットからの購入がわかる書類等(電子レシートなど)を添付してください。

Q8：地区コミュニティ推進協議会や自治会は対象となりますか？

A：対象となります。対象外の団体等については、要綱第3条のとおり。

Q9：私たちは宇部市内において、複数の大学の学生が集まって活動している学生団体ですが、メンバーに市外の大学に属する学生がいますが、対象となりますか？

A：要綱第3条の各号に該当しない団体等であれば対象となります。

Q10：私たちの団体は、宇部市から団体の運営費に対する補助をいただいておりますが、申請できますか？

A：要綱第3条の各号に該当しない団体等であれば申請できます。

Q11：要綱4条中の「助成対象事業の実施に伴い得られた収入」とは？

A：広告料、NPO 法人や企業等からの協賛金、山口県または宇部市以外からの助成金や補助金、施設利用料、店舗等の出展料など、イベント開催にあたり運営側の歳入となるもの。

Q12：宇部市からコミュニティ推進協議会への地域創生事業助成金を活用してイベントを実施しています。残りの自己負担部分について申請することは可能ですか？

A：申請できません。

当該イベントに、山口県または宇部市からの助成金の全部または一部を充当して実施する場合、そのイベントは助成対象となりません。(要綱第2条第二項第1号)

なお、山口県または宇部市以外からの助成金を充当して実施するイベントは対象となります。この場合、事業費から助成金を除いた部分について申請できます。

Q13：申請するイベントは山口県から事業費の2分の1を補助してもらう予定ですが、残りの2分の1の自己負担部分について申請することは可能ですか？

A：申請できません。

当該イベントに、山口県または宇部市からの助成金の全部または一部を充当して実施する場合、そのイベントは助成対象となりません。(要綱第2条第二項第1号)

なお、山口県または宇部市以外からの助成金を充当して実施するイベントは対象となります。この場合、事業費から助成金を除いた部分について申請できます。

Q14：申請すれば必ず助成金を交付していただけますか？

A：助成金の額については、申請内容等を事務局で審査し、予算の範囲内で交付決定し、通知します。

助成金の交付については、実績報告書を事務局で審査し、交付額を確定し、交付決定者に通知します。

なお、予算には限りがあるため、年度途中で受付けを締め切る場合がありますのでご了承下さい。

Q15：同一の事業者が複数の事業に、申請することができますか？

A：同一年度において1申請とします。

Q16：助成金の一部を前倒ししてもらうことはできますか？

A：助成金の交付は、基本、事業の終了後、実績報告書を提出された後となります。

ただし、資金繰りなど、事業の実施上必要な場合には、交付決定額を上限に概算払いし、残金については事業終了後に精算払います。

なお、概算払いを受けられた場合、実績報告の経費合計額が概算払いを受けた金額を下回っている場合は、差額を返還していただきます。(事務局で実績報告を精査し、イベント開催との関係が希薄な支出や不要な支出と判断した場合なども同様です)

Q17：書類の書き方について不明な点があります。どこに相談すればいいですか？

A：宇部市北部地域振興課に電話又は電子メールでお問い合わせください。

※北部地域振興課 電話：0836-67-2812

Mail：hokubushien@city.ube.yamaguchi.jp

Q18：複数の団体で事業を検討しています。申請の際は複数の団体で提出することになりますか？

A：代表となる団体名で申請してください。

助成金は申請者あてに振り込みます。(複数の団体に分割して振り込むことはできません)